第二十八条　離島等におけるインバランス料金（電気の供給に係るものに限る。）は、前二条の規定にかかわらず、第九条第三項の規定により総離島等供給費に整理された額から電気の周波数の値の維持等であって離島等に係るものに係る費用に相当する額を控除して得た額を離島等における販売電力量で除して得た額として設定しなければならない。

２　離島等におけるインバランス料金（電気の買取りに係るものに限る。）は、前二条の規定にかかわらず、電灯料及び電力料（離島等供給に係るものに限り、基準託送供給料金に相当する額を除く。）の合計額を離島等における販売電力量で除して得た額として設定しなければならない。

（届出料金に関する準用）

第三十条　［削る］

第二十八条　離島等におけるインバランス料金（電気の供給に係るものに限る。）は、前条の規定にかかわらず、第九条第三項の規定により総離島等供給費に整理された額から電気の周波数の値の維持等であって離島等に係るものに係る費用に相当する額を控除して得た額を離島等における販売電力量で除して得た額として設定しなければならない。

２　離島等におけるインバランス料金（電気の買取りに係るものに限る。）は、前条の規定にかかわらず、電灯料（離島等供給に係るものに限り、基準託送供給料金に相当する額を除く。）及び電力料（離島等供給に係るものに限り、基準託送供給料金に相当する額を除く。）の合計額を離島等における販売電力量で除して得た額として設定しなければならない。

（届出料金に関する準用）

第三十条　第三条から第二十六条まで及び第二十七条から前条までの規定は、法第十八条第四項の規定により託送供給等約款で設定した料金を変更しようとする一般送配電事業者が、変更しようとする託送供給等約款で設定する料金を算定する場合に準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三条	原価等	届出原価等
第四条第三項	様式第一第一表及び様式第二第一表	様式第一第一表
	営業費総括表及び営業費明細表	営業費総括表
第四条第四項	別表第一第一表により分類し、それぞれ	それぞれ
第五条第一項	様式第一第二表及び様式第二第二表	様式第一第二表
	事業報酬総括表及び事業報酬明細表	事業報酬総括表
第五条第二項	別表第一第一表により分類し、特定固定資産	特定固定資産
第五条第三項	別表第一第二表により分類し、それぞれ	それぞれ
第七条第三項	様式第一第四表及び様式第二第五表	様式第一第四表
	控除収益総括表及び控除収益明細表	控除収益総括表
第七条第四項	別表第一第一表により分類し、実績値	実績値